

財務省告示第三百九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年七月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	
名称及び記号	発行の根拠	の条項及びそ	発行方法	発行額	額面金額の	種類	発行行	発行価格	利率	経過利子の	払込み
利付国庫債券（二年）（第九十 八回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一〇一號）第十一 條第一項	國民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八號） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で九百四十九億円	九百四十九億七千五百九十二万 円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年七月二十二日	額面金額百円につき百円八錢	年〇・一パーセント	年金資金運用基金理事長は、払 込金額に加え、次の算式により 算出した金額を第十六号に規定 する期日に払い込むものとする。		

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

平成十五年一月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した

金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十三号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}{\text{記録金額}}$$

<p>十二 第二期以 後の利子</p>	<p>十三 償還期限</p>	<p>十四 償還金額</p>	<p>十五 元利支</p>	<p>十六 払込期日</p>
<p>毎年一月二十日及び七月二十日 を支払期とし、各支払期におい て、その日以前六月間に属する 利子を支払う。</p>	<p>平成十六年七月二十日</p>	<p>額面金額百円につき百円</p>	<p>日本銀行の本店、支店、代理店、 国債代理店及び国債元利金支払 取扱店並びに取扱郵便局</p>	<p>平成十四年七月二十二日</p>